

# 島根県報

号外第七五号  
平成十四年七月九日  
(火曜日)

## 条 例

### 目 次

議会の議員の報酬及び費用弁償支給条例	(人 事 課) 四
職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	( 〃 〃 ) 八
知事等の給料の特例に関する条例	( 〃 〃 ) 九
島根県手数料条例の一部を改正する条例	(財 政 課) 九
特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例	(税 務 課) 一〇
島根県県税条例の一部を改正する条例	( 〃 〃 ) 一一
住民基本台帳法施行条例	(地 方 課) 一二
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(森 林 整 備 課) 一四
島根県立産業高度化支援センター条例の一部を改正する条例	(企 業 振 興 課) 一四
参考人等に対する費用弁償等支給条例の一部を改正する条例	(用 地 対 策 課) 一八
島根県港湾施設条例の一部を改正する条例	(港 湾 空 港 課) 一九
都市計画法施行条例の一部を改正する条例	(都 市 計 画 課) 二〇
島根県営住宅条例の一部を改正する条例	(建 築 住 宅 課) 二三
県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(教 育 庁 総 務 課) 二四
警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例及び交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の	(警 察 本 部) 二四

貸与に関する条例の一部を改正する条例  
議会の議員の報酬の特例に関する条例

(議 員 提 出) 二六

### 公布された条例等のあらまし

#### ◇議会の議員の報酬及び費用弁償支給条例 (条例第三五号)

##### 一 条例の概要

費用弁償の支給事由に関する新設 (第五条関係)

次に該当する旅行をしたときは、費用弁償を支給することとした。

(1) 招集に応じ議会に出席したとき。

(2) 招集に応じ委員会に出席したとき。

(3) 議会の会期中の休会の日 (県の休日を除く。) に議案調査等のために登庁したとき。

(4) 議会の議決により、議員を派遣したとき。

(5) 委員会の議決により、委員を派遣したとき。

(6) 議会を代表し、議長等が公務により旅行したとき。

##### 二 施行期日

公布の日から施行することとした。

#### ◇職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 (条例第三六号)

##### 一 条例の概要

1 平成十七年三月三十一日までに退職した者 (定年が年齢六十年の職員で、かつ、勸奨を受けて退職した者で知事の承認を得たものに限る。) で、退職の日の属する年度の末日における年齢が四十五年以上五十五年以下のものについて、年齢六十年と退職の日の属する年度の末日の年齢との差に相当する年数に応じて、退職手当算定の基礎となる給料月額に三十パーセントを上限として加算することとした。(附則関係)

2 1の特例措置の適用を受ける者は、現行の特例措置 (退職手当算定の基礎と

なる給料月額に二十パーセントを上限として加算するもの)は適用しないこととした。(附則関係)

二 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇知事等の給料の特例に関する条例(条例第三十七号)

一 条例の概要

1 減額対象

知事、副知事及び出納長

2 減額内容

給料月額の百分の五を減額

3 減額期間

平成十四年七月一日から平成十五年四月二十九日まで

二 施行期日等

公布の日から施行し、平成十四年七月分の給料の月額から適用することとした。

◇島根県手数料条例の一部を改正する条例(条例第三十八号)

一 条例の概要

1 新設された仲裁制度に係る手数料を新たに定めることとした。(別表五十八の項関係)

手数料を納めなければならない者	手数料の額
仲裁を受けようとする起業者	一、二六、〇〇〇円

2 事業認定の申請に係る手数料を改正することとした。(別表五十八の項関係)

改正前	改正後
一一〇、〇〇〇円	一五八、〇〇〇円

二 施行期日

平成十四年七月十日から施行することとした。

◇特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例(条例第三十九号)

一 条例の概要

地方拠点法に基づく県税の不均一課税に対する減収補てん措置の対象期間が経過したことに伴う同法に基づく不均一課税措置の廃止(第一条・第六条関係)

二 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県県税条例の一部を改正する条例(条例第四〇号)

一 条例の概要

再開発会社が市街地再開発事業の施行に伴い施設建築物の敷地を取得した場合等における不動産取得税の徴収猶予の申告に関する規定を整備することとした。(第二十四条関係)

二 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇住民基本台帳法施行条例(条例第四一号)

一 条例の概要

1 住民基本台帳法の規定による本人確認情報の保護に関する審議会は、島根県個人情報保護審査会とすることとした。(第二条関係)

2 市町村長から通知され知事が保有している本人確認情報の提供に係る手数料の額は、提供に要する費用を提供の見込件数で除した額を基礎として、指定情報処理機関が定めることとした。(第三条関係)

3 指定情報処理機関は、2の手数料の額を定め又は改定する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこととした。(第三条関係)

4 島根県個人情報保護条例を改正し、島根県個人情報保護審査会に関する規定を整理することとした。

二 施行期日

平成十四年八月五日から施行することとした。

◇知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第四二号)

一 条例の概要

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第十二条第一項の規定に基づく鳥獣の捕獲又は鳥

類の卵の採取に係る市町村長の許可事由について、「特定鳥獣保護管理計画による数の調整」を追加することとした。(第二条関係)

二 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県立産業高度化支援センター条例の一部を改正する条例(条例第四三号)

一 条例の概要

1 先端技術開発施設の新設に関する規定の整備

(1) 使用対象者に関する規定の整備(第三条関係)

(2) 使用承認期間及び更新期間に関する規定の整備(第四条・第五条関係)

(3) 使用料の設定(別表関係)

(4) その他規定の整備

2 創業準備室の新設に関する規定の整備

(1) 使用対象者に関する規定の整備(第三条関係)

(2) 使用承認期間及び更新期間に関する規定の整備(第四条・第五条関係)

(3) 使用料の設定(別表関係)

3 会議室を創業準備室及び研究開発室に用途変更するための規定の整備(別表関係)

二 施行期日

規定で定める日から施行することとした。

◇参考人等に対する費用弁償等支給条例の一部を改正する条例(条例第四四号)

一 条例の概要

1 仲裁委員の求めに応じて出頭した鑑定人及び参考人について費用弁償することとした。(第一条・第三条関係)

2 その他規定の整備

二 施行期日

平成十四年七月十日から施行することとした。

◇島根県港湾施設条例の一部を改正する条例(条例第四五号)

一 条例の概要

1 くん蒸上屋使用料の設定(別表第二関係)

くん蒸上屋 くん蒸一回につき 一五、〇〇〇円

2 その他規定の整理

二 施行期日

規定で定める日から施行することとした。

◇都市計画法施行条例の一部を改正する条例(条例第四六号)

一 条例の概要

1 市街化調整区域内の一定の条件を満たす地域において、周辺の環境と調和する用途の建築物を建築するための開発行為を開発審査会の議を経ずに許可できることとした。(第三条関係)

2 開発審査会の議を経た許可されていた開発行為のうち、定型的なものを条例で定めることにより、開発審査会の議を経ずに許可できることとした。(第六

条・第七条関係)

二 施行期日

平成十四年十月一日から施行することとした。

◇島根県営住宅条例の一部を改正する条例(条例第四七号)

一 条例の概要

別表に旭インター団地を追加することとした。

二 施行期日

規則で定める日から施行することとした。

◇県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第四八号)

一 条例の概要

部活動の指導業務に係る教員特殊業務手当の支給対象日について、規定を整備することとした。(第三条関係)

二 施行期日

公布の日から施行し、平成十四年四月一日から適用することとした。

◇警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例及び交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例(条例第四九号)

一 条例の概要

部活動の指導業務に係る教員特殊業務手当の支給対象日について、規定を整備することとした。(第三条関係)

二 施行期日

公布の日から施行し、平成十四年四月一日から適用することとした。

◇警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例及び交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例(条例第四九号)

一 条例の概要

1 警察官及び交通巡視員に対し貸与する装備品の品目に識別章を加えることとした。

2 その他規定の整備

二 施行期日

平成十四年十月一日から施行することとした。

◇議会の議員の報酬の特例に関する条例(条例第五〇号)

一 条例の概要

1 減額対象

議員全員

2 減額内容

報酬月額額の百分の五を減額

3 減額期間

平成十四年七月一日から平成十五年四月二十九日まで

二 施行期日

公布の日から施行し、平成十四年七月分の報酬の額から適用することとした。

条

例

議会の議員の報酬及び費用弁償支給条例をここに公布する。

平成十四年七月九日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第三十五号

議会の議員の報酬及び費用弁償支給条例

県議会の議員の報酬及び費用弁償支給条例(昭和二十一年島根県条例第七号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 議会の議員(以下「議員」という。)に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給については、この条例の定める

ところによる。

## (報酬)

**第二条** 報酬の額は、別表第一に定めるとおりとする。

2 報酬は、毎月これを支給する。

**第三条** 議長又は副議長にはその選挙の日から、議員（議長及び副議長を除く。以下この条において同じ。）には任期が開始する日から報酬を支給する。

2 議長、副議長又は議員が、任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散によりその職を離れたときは、その日までの報酬を支給する。ただし、いかなる場合においても、重複して報酬を支給しない。

3 議長、副議長又は議員が死亡したときは、その日の属する月まで報酬を支給する。

4 第一項又は第二項の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外るとき、又は月の末日まで支給するとき以外るときは、その報酬の額は、その月の現日数を基礎として日割りによって計算する。

**第四条** 前条に定めるもののほか、報酬の支給方法は、一般職の職員に対する給料支給の例による。

## (費用弁償)

**第五条** 議員が次の各号のいずれかに該当する旅行をしたときは、費用弁償を支給する。

一 招集に応じ議会に出席したとき。

二 招集に応じ委員会に出席したとき。

三 議会の会期中の休会の日（島根県の休日定める条例（平成元年島根県条例第九号）第一条第一項に規定する休日を除く。）に議案調査等のために登庁したとき。

四 議会の議決により、議員を派遣したとき。

五 委員会の議決により、委員を派遣したとき。

六 議会を代表し、議長等が公務により旅行したとき。

2 前項の費用弁償の額は、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃については職員の給与に関する条例（昭和二十六年島根県条例第一号）第三条第一項第一号の行政職給料表の十一級の職務にある職員に支給する額に相当する額とし、日当、宿泊料及び食卓料については別表第二に定めるとおりとする。

3 第一項第一号、第二号又は第三号に該当して支給する場合は、別表第二に定める日当及び宿泊料に代え、別表第三に定める額を支給する。

4 議会の会期中の休会の日に係る費用弁償（第一項第三号の場合を除く。）については、前項の規定は適用しない。この場合において、議員が受けるべき当該休会の日に係る費用弁償のうち、宿泊料については、第二項の規定にかかわらず、一夜につき七千四百円とする。

**第六条** 費用弁償の支給については、この条例に定めるもののほか、一般職の職員に対する旅費支給の例による。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

2 この条例による改正後の議会の議員の報酬及び費用弁償支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

3 鉄道賃及び船賃の額については、当分の間、第五条第二項中「職員に支給する額」とあるのは、「職員に対し、職員の旅費に関する条例（昭和二十七年島根県条例第十一号）附則第三項の規定を適用しないとしたならば、支給することとなる額」

として、同項の規定を適用する。

別表第一 (第二条関係)

区 分	報 酬 の 額
議 長	九六〇、〇〇〇円
副 議 長	八三五、〇〇〇円
その他の議員	七七〇、〇〇〇円

別表第二 (第五条関係)

日当 (一日につき)	宿 泊 料 (一夜につき)		食卓料 (一夜につき)
	甲 地 方	乙 地 方	
三、〇〇〇円	一四、八〇〇円	一三、三〇〇円	三、〇〇〇円

別表第三 (第五条関係)

区 分	支 給 額 (一日につき)
宿泊を要する場合	一四、八〇〇円
宿泊を要しない場合	七、四〇〇円

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年七月九日

島根県知事 澄 田 信 義

### 島根県条例第三十六号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年島根県条例第八号）の一部を次のように改正する。  
附則に次の二項を加える。

19 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十四年島根県条例第三十六号）の施行の日から平成十七年三月三十一日までの間において退職した者（定年が年齢六十年である者で、かつ、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。）で退職の日の属する年度の末日における年齢が四十五年以上五十五年以下であるものに対する第三条第一項、第四条第一項及び第四条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額及び当該給料月額に年齢六十年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数（十年を超える者にあつては十年とする。）一年につき百分の三を乗じて得た額の合計額」とする。

20 前項の規定の適用を受ける者については、第四条の三の規定は、適用しない。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



知事等の給料の特例に関する条例をここに公布する。

平成十四年七月九日

島根県知事 澄 田 信 義

### 島根県条例第三十七号

知事等の給料の特例に関する条例

知事、副知事及び出納長の給料の月額は、平成十四年七月一日から平成十五年四月二十九日までの間において、特別職の職員との給与等に関する条例（昭和二十三年島根県条例第八十八号）第二条第三項の規定にかかわらず、同条例第一号表に定める額から当該額に百分の五を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同表に定める額とする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成十四年七月分の給料の月額から適用する。

島根県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年七月九日

島根県知事 澄 田 信 義

### 島根県条例第三十八号

島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例（平成十二年島根県条例第五号）の一部を次のように改正する。

別表五十八の項第七号中「第四号」を「第五号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「第七号」を「次号」に、「第四号」を「第五号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「第三号」を「第四号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「十二万円」を「十五万八千円」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

(二) 法第十五条の七の規定に基づく仲裁を受けようとする起業者（国及び島根県を除く。）

十二万六千円

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十四年七月十日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にした事業の認定の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年七月九日

島根県知事 澄 田 信 義

#### 島根県条例第三十九号

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（昭和四十八年島根県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号。以下「地方拠点法」という。）」を削る。

第六条を削り、第七条を第六条とし、第八条から第十条までを一条ずつ繰り上げる。

第十一条中「第十四条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条を第十条とする。

第十二条中「第十条」を「第九条」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条中「第十条」を「第九条」に改め、同条を第十二条とし、第十四条から第十六条までを一条ずつ繰り上げる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年七月九日

島根県知事 澄 田 信 義

#### 島根県条例第四十号

島根県県税条例の一部を改正する条例

島根県県税条例（昭和五十一年島根県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「第七十三条の二十七の四第三項及び」を「第七十三条の二十七の四第二項、第四項、第六項、第八項

及び第十項並びに」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

住民基本台帳法施行条例をここに公布する。

平成十四年七月九日

島根県知事 澄 田 信 義

#### 島根県条例第四十一号

住民基本台帳法施行条例

(趣旨)

**第一条** この条例は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(本人確認情報の保護に関する審議会)

**第二条** 法第三十条の九第一項の規定による本人確認情報の保護に関する審議会は、島根県個人情報保護条例（平成十四年島根県条例第七号）第三十五条第一項に規定する島根県個人情報保護審査会とする。

(情報提供手数料の額)

**第三条** 法第三十条の十第五項に規定する情報提供手数料（以下「情報提供手数料」という。）の額は、同条第一項に規定する者（以下「指定情報処理機関」という。）が行う法第三十条の七第三項の規定による本人確認情報の提供（以下「本人確

認情報の提供」という。)に要する費用を本人確認情報の提供の見込件数で除した額を基礎として、指定情報処理機関が定める。

2 指定情報処理機関は、本人確認情報の提供に要する費用又は本人確認情報の提供の見込件数の増減を勘案し、必要があると認めるときは、情報提供手数料の額の改定を行うものとする。

3 前二項の場合において、指定情報処理機関は、あらかじめ、当該情報提供手数料の額について、知事の承認を受けなければならぬ。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成十四年八月五日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

##### (準備行為)

2 指定情報処理機関は、この条例の施行の日前においても、情報提供手数料の額を定めることができる。

3 知事は、この条例の施行の日前においても、情報提供手数料の額を承認することができる。

##### (島根県個人情報保護条例の一部改正)

4 島根県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の規定により同法第三十条の九第一項に規定する都道府県の審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年七月九日

島根県知事 澄 田 信 義

#### 島根県条例第四十二号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年島根県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表第十二号の上欄中「（駆除）」の下に「又は特定鳥獣保護管理計画による数の調整」を加え、同号の下欄中「各市町村」の下に「（1のうち特定鳥獣保護管理計画による数の調整を目的とする場合にあつては、平田市、鹿島町、島根町、美保関町、八束町、大社町、西郷町、布施村、五箇村、都万村、海士町、西ノ島町及び知夫村を除く。）」を加える。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第二条の表第十二号の上欄に掲げる事務のうち、この条例の施行の日前に申請された鳥獣の捕獲又は鳥類の卵の採取の許可の申請（特定鳥獣保護管理計画による数の調整を目的とする場合に限る。）については、なお従前の例による。

島根県立産業高度化支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年七月九日

島根県知事 澄 田 信 義

### 島根県条例第四十三号

島根県立産業高度化支援センター条例の一部を改正する条例

島根県立産業高度化支援センター条例（平成十三年島根県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「創業支援室等」を「創業準備室等」に改め、同条第二項中「施設等」を「センターの施設」に、「創業者等」を「前二項に該当する者」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「及び設備で別表に掲げるもの（以下「施設等」という。）」を削り、「次の」を「前項」に改め、同項各号を削り、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

センターの施設のうち創業準備室を使用することができる者は、次の各号に掲げる者であって、技術又は商品に係る優れた企画開発力を有すると見込まれるもの（第五条第一項により使用期間を更新された者で規則で定めるものを除く。）とする。

- 一 新たに事業を開始しようとする者
  - 二 次条第一項に規定する承認を申請した日において、創業後五年を経過していない者
  - 三 新たな事業分野に進出しようとする者
- 第三条に次の一項を加える。

4 センターの施設のうちプロジェクト研究推進室若しくはプラント実験室（以下「先端技術開発室」という。）又はプロジェクト研究員室を使用することができる者は、本県の産業の高度化又は新産業の創出につながる先端的かつ独創的な研究開発を行う者であって、技術又は商品に係る優れた企画開発力を有するものとする。

第四条第一項中「施設等」を「センターの施設及び設備で別表に掲げるもの又は先端技術開発室（以下「施設等」とい

う。)」に改め、同条第二項中「創業支援室又は研究開発室(以下「創業支援室等」という。)」を「創業準備室、創業支援室、研究開発室若しくはプロジェクト研究員室(以下「創業準備室等」という。)」又は先端技術開発室」に改め、同条第三項中「創業支援室等」を「創業準備室等及び先端技術開発室」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 創業準備室 一年以内

第四条第三項に次の二号を加える。

四 プロジェクト研究員室 五年以内

五 先端技術開発室 五年以内

第五条第三項第二号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 創業準備室 一年以内

第五条第三項に次の二号を加える。

四 プロジェクト研究員室 五年以内

五 先端技術開発室 五年以内

第十条(見出しを含む。)中「創業支援室等」を「創業支援室又は研究開発室」に改める。

第十三条(見出しを含む。)及び第十四条の見出し中「創業支援室等」を「創業準備室等又は先端技術開発室」に改める。別表の備考以外の部分を次のように改める。



種 別	単 位	使 用 料 の 額
創業準備室	一平方メートルにつき毎月	五〇〇〇円（第五条第一項の規定による更新後の使用承認期間にあっては、一、〇〇〇〇円）
創業支援室	一平方メートルにつき毎月	五〇〇〇円（第五条第一項の規定による更新後の使用承認期間にあっては、一、〇〇〇〇円）
研究開発室	一平方メートルにつき毎月	二、〇〇〇〇円（第五条第一項の規定による更新後の使用承認期間にあっては、二、五〇〇〇円）
プロジェクト研究員室	一平方メートルにつき毎月	五〇〇〇円（第五条第一項の規定による更新後の使用承認期間にあっては、一、〇〇〇〇円）
創業準備室等及び先端技術開発室の付属設備	知事が定める単位	知事が定める額
会議室	一時間までごとに	五〇〇〇円
指定駐車場	一区画につき毎月	一、〇〇〇〇円

別表の備考の一中「創業支援室等」を「創業準備室等」に改め、「面積」の下に「（創業準備室にあっては占有面積）」を加え、同表の備考の二及び備考の五中「創業支援室等」を「創業準備室等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後の使用に係る島根県立産業高度化支援センターの施設の使用の承認に関し必要な準備行為は、同日前においても行うことができる。

参考人等に対する費用弁償等支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年七月九日

島根県知事 澄 田 信 義

#### 島根県条例第四十四号

参考人等に対する費用弁償等支給条例の一部を改正する条例

参考人等に対する費用弁償等支給条例(昭和三十二年島根県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第一条中第十二号を第十三号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同条第七号中「(昭和二十六年法律第二百十九号)」を削り、同号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十五条の十二において準用する公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律(明治二十三年法律第二十九号)第七百九十五条第一項の規定により出頭した鑑定人及び参考人

第三条中「第一条第八号」を「第一条第九号」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第一条第七号に掲げる鑑定人に支給する手当の額は、鑑定一件につき六千円以内で知事が定める額とする。

第四条中「第一条第十号」を「第一条第十二号」に、「あたり」を「当たり」に改める。

附 則

この条例は、平成十四年七月十日から施行する。

島根県港湾施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年七月九日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第四十五号

島根県港湾施設条例の一部を改正する条例

島根県港湾施設条例（昭和三十九年島根県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「当つては」を「当たつては」に改める。

第八条第一項及び第十一条中「一に」を「いずれかに」に改める。

別表第二中

	事務所	一平方メートル一月につき	一、三六〇円
			を

	事務所	一平方メートル一月につき	一、三六〇円
くん蒸上屋		くん蒸一回につき	一五、〇〇〇円
			に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

都市計画法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年七月九日

島根県知事 澄 田 信 義

### 島根県条例第四十六号

都市計画法施行条例の一部を改正する条例

都市計画法施行条例（平成十二年島根県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第三条を第八条とし、第二条の次に次の五条を加える。

（法第三十四条第八号の三の条例で指定する土地の区域）

**第三条** 法第三十四条第八号の三の規定により知事が指定する土地の区域（以下「隣接・近接区域」という。）は、市街化区域との境界から規則で定める距離の範囲内で、次の各号のいずれにも該当する土地の区域とする。

一 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百十八号。以下「政令」という。）第八条第一項第二号ロからニまでに掲げる土地の区域（他の法令並びにこれに基づく命令及び条例の規定により開発行為を行うことができる土地の区域を除く。）以外の土地の区域

二 区域内の主要な道路が、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上又は事業活動の効率上支障がないような規模及び構造で適当に配置され、かつ、区域外の相当規模の道路と接続していること。

三 区域内の排水路その他の排水施設が、当該区域内の下水を有効に排出するとともに、その排出によって当該区域及びその周辺の地域に溢水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されていること。

(最低敷地面積)

**第四条** 隣接・近接区域において、法第三十三条第四項に規定する建築物の最低敷地面積は、二百平方メートルとする。ただし、知事が開発区域及びその周辺の地域における良好な住居等の環境の形成又は保持のために支障がないと認める場合は、この限りでない。

(予定建築物等の用途)

**第五条** 法第三十四条第八号の三の規定により開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）別表第二(イ)項に掲げる建築物以外の建築物とする。ただし、規則で定める場合においては、この限りでない。

(法第三十四条第八号の四の条例で定める開発行為)

**第六条** 法第三十四条第八号の四の開発行為は、次の各号に掲げる開発行為とする。

- 一 自然的社会的諸条件から一体的な日常生活圏を構成していると認められ、かつ、おおむね百以上の建築物が連たんしている地域において、次のいずれかに該当する建築物を建築する目的で行う開発行為
  - イ 自己の居住の用に供する建築物
  - ロ 規則で定める規模の自己の業務の用に供する店舗、事務所、工場又は運動・レジャー施設
  - ハ 公営住宅法第二条第二号に規定する公営住宅
- 二 自然的社会的諸条件から一体的な日常生活圏を構成していると認められ、かつ、おおむね五十以上の建築物が連たんしている地域において、自己の居住の用に供する建築物を建築する目的で行う開発行為
- 三 市街化調整区域に現に居住する者（以下「現居住者」という。）の親族（民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百二十五条に規定する親族をいう。）が、次のいずれかに該当する土地において別の世帯を構成するために自己の居住の用

に供する建築物を建築する目的で行う開発行為

イ 都市計画の決定又は変更により、市街化調整区域として新たに区分された日以前から現居住者が保有している土地

ロ 現居住者が自己の居住の用に供している建築物の敷地から規則で定める距離の範囲内で連たんしている土地

四 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三条に規定する収用対象事業の施行により、建築物を移転し、又は除却する必要がある場合に、これに代わるものを従前と同一の用途及び同程度の規模で建築することを目的として行う開発行為

五 集会所その他これに類する施設（町内会その他これに類する団体により管理運営されているものに限る。）を建築する目的で行う開発行為

六 規則で定める規模の敷地において、自己の居住の用に供する既存の建築物を増築し、又は改築する目的で行う開発行為

七 政令第一条第二項に規定する一ヘクタール未満の規模の工作物に併設する、当該工作物の管理上又は利用上必要不可欠な建築物で、規則で定める規模のものを建築する目的で行う開発行為

（政令第三十六条第一項第三号ハの条例で定める建築物）

**第七条** 政令第三十六条第一項第三号ハの規定により定める建築物は、次の各号に掲げる建築物とする。

一 前条各号に規定する開発行為に係る予定建築物等の要件に該当する建築物

二 既存の建築物を増築し、又は改築した建築物で、従前の敷地の範囲内で行われるもの

三 自己の居住の用に供する建築物の附属建築物で、規則で定める規模のもの

第八条の次に次の一条を加える。

（委任）

**第九条** この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

## (施行期日)

1 この条例は、平成十四年十月一日から施行する。

## (経過措置)

2 この条例の施行の日前に都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項、第四十二条第一項又は第四十三条第一項の規定により申請された開発行為の許可の申請で、この条例の施行の際現にこれに対する許可又は不許可の処分がされていないものの処分については、なお従前の例による。

島根県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年七月九日

島根県知事 澄 田 信 義

## 島根県条例第四十七号

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

島根県営住宅条例（昭和三十四年島根県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表中「旭丘団地」を「旭丘団地  
旭インター団地」に改める。

## 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年七月九日

島根県知事 澄 田 信 義

#### 島根県条例第四十八号

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和四十七年島根県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号イ中「昭和二十七年島根県条例第九号」の下に「。以下「勤務時間条例」という。」を加え、同項第三号ロ中「職員の勤務時間に関する条例」を「勤務時間条例」に改め、同項第四号中「土曜日（前号イからホに掲げる日に当たる日を除く。）若しくはこれに相当する日」を「前号ロからホに掲げる日以外の正規の勤務時間（勤務時間条例第二条から第五条までの規定又は市町村立学校給与条例第二十二条から第二十二条の四までの規定による勤務時間をいう。）が四時間である日」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成十四年四月一日から適用する。

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例及び交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条



例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年七月九日

島根県知事 澄 田 信 義

### 島根県条例第四十九号

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例及び交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例

(警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部改正)

**第一条** 警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例(昭和二十九年島根県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「については、三」を「及び識別章については、各三」に、「手帳」を「識別章 警察手帳」に改める。

(交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部改正)

**第二条** 交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例(昭和四十六年島根県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「については、三」を「及び識別章については、各三」に改め、同項第二号を次のように改める。

#### 二 識別章

第三条第一項中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

#### 三 警察手帳

附 則

この条例は、平成十四年十月一日から施行する。

議会の議員の報酬の特例に関する条例をここに公布する。

平成十四年七月九日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第五十号

議会の議員の報酬の特例に関する条例

議会の議員の報酬の額は、平成十四年七月一日から平成十五年四月二十九日までの間において、議会の議員の報酬及び費用弁償支給条例（平成十四年島根県条例第三十五号。以下「議員報酬等支給条例」という。）第二条第一項の規定にかかわらず、議員報酬等支給条例別表第一に定める額から当該額に百分の五を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる報酬月額は、同表に定める額とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成十四年七月分の報酬の額から適用する。
- 2 この条例の平成十四年七月一日から議員報酬等支給条例の施行の日の前日までの間における適用については、本則中「議会の議員の報酬及び費用弁償支給条例（平成十四年島根県条例第三十五号。以下「議員報酬等支給条例」という。）」とあるのは、「県議会の議員の報酬及び費用弁償支給条例（昭和二十一年島根県条例第七号。以下「議員報酬等支給条例」という。）」と読み替えるものとする。